

「横浜市福祉のまちづくり推進指針改定にかかる市民意識調査業務委託」 提案書評価基準

1 基本的な評価事項

受託候補者の特定にあたっては、本市にとって最適な事業者を選定するため、公募型プロポーザル方式を採用し、合計評価点の最も高い提案者を受託候補者とします。

2 評価点

評価委員一人あたりの評価点の満点（加算項目含む）は105点とし、評価委員が提案書及びヒアリングの内容をA、B、Cの3段階で評価し、以下のとおり評価点を与えます。

【評価基準】

A：十分な実績がある、具体的かつ的確な内容である等	5点
B：実績がある、具体的な提案である等	3点
C：実績がない、具体的な内容ではない等	0点

※加算項目について

「ワークライフバランス・障害者雇用に関する取組」については、該当している：1点、該当していない：0点とします。

3 評価点の最も高い者が2者以上あるときの対応

- (1) 個々の評価委員による評価の結果、評価の高い受託者が多い方を受託候補者として特定します。
- (2) (1)を行ってもなお、受託候補者が特定できない場合は、C評価が少ない方を受託候補者として特定します。
- (3) (2)を行ってもなお、受託候補者が特定できない場合は、評価基準の「提案内容の企画力及び実現性」の評価が高い方を受託候補者として特定します。

4 評価委員会を欠席した評価委員の評価点の取扱い

評価委員が評価委員会を欠席した場合、その評価委員の評価点は無効とします。

5 評価方法

- (1) 評価項目及びそのウェイトの詳細については、評価表のとおりです。
- (2) 各評価項目について、A、B、Cの3段階評価を行います。
- (3) 全ての評価項目を絶対評価により採点します。
- (4) 評価委員の持ち点の合計の60%を基準点とします（評価委員5人全員が評価委員会に出席した場合の満点は525点、基準点は315点）。基準点に達しない場合は不適格とします。

「横浜市福祉のまちづくり推進指針改定にかかる市民意識調査業務委託」提案書評価基準表

評価項目		評価の着目点	評価			重み	上限配点	
			A	B	C			
1	業務実績に関する項目 (20点)	1.1	行政機関に対する福祉のまちづくりやバリアフリーに関するコンサルティング業務の実績(過去5年間)	十分な実績がある	実績がある	実績がない	×2	10
		1.2	福祉のまちづくりやバリアフリー施策に関する業務の実績(過去5年間)	十分な実績がある	実績がある	実績がない	×2	10
2	提案内容 (60点)	2.1	業務目的の理解	十分に理解している	理解している	理解されていない	×2	10
		2.2	業務目標の達成及び受託に必要な能力	十分に能力がある	能力がある	能力がない	×1	5
		2.3	提案内容の企画力及び実現性	具体的かつ魅力的な内容である	具体的な内容である	具体的な内容ではない	×2	10
		2.4	提案内容の独自性や強み	具体的かつ確かな内容である	具体的な内容である	具体的な内容ではない	×2	10
		2.5	提案内容の将来的な展望	将来的な展望が具体的にあり、かつ十分な内容である	将来的な展望が考慮されている	将来的な展望が考慮されていない	×2	10
		2.6	本業務に対する実施体制(従事するスタッフの確保)	具体的かつ確かな内容である	具体的な内容である	具体的な内容ではない	×1	5
		2.7	本業務の従事者の能力・実績(資格や経験内容・年数等)	十分に有用である	有用である	有用でない	×1	5
		2.8	スケジュール管理	具体的かつ業務遂行に十分な内容である	具体的な内容である	具体的な内容ではない	×1	5
3	ヒアリング (20点)	3.1	取組意欲	特に優れている	優れている	優れていない	×2	10
		3.2	アピールポイント	特に優れている	優れている	優れていない	×2	10

加算項目

評価項目		評価の着目点	評価			重み	上限配点
ワークライフバランス・障害者雇用に関する取組 (5点)		次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を策定し、労働局に届け出ている ※従業員101人未満の場合のみ加算		該当している	該当していない	×1	1
		女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画を策定し、労働局に届け出ている ※従業員301人未満の場合のみ加算		該当している	該当していない	×1	1
		次の認定のうち、いずれか1つ以上を取得している ・次世代育成支援対策推進法に基づく認定 ・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定 ・若者雇用促進法に基づく認定		該当している	該当していない	×1	1
		よこはまグッドバランス賞の認定を取得している		該当している	該当していない	×1	1
		障害者雇用促進法に基づく法定雇用率2.2%を達成している(従業員45.5人以上)、又は障害者を1人以上雇用している(従業員45.5人未満)		該当している	該当していない	×1	1
						合計	105